

新旧対照表

「山口市発注の工事における技術者の配置等について」(No.91)

新	旧
改訂内容 Ver. 4-1 (令和 8 年 9 月 1 5 日改訂) <u>文言の整理等に伴うもの。</u> 省略 1 建設業法で必要とする技術者等について (1) ～ (6) 省略 (7) 主任技術者又は監理技術者の兼務要件 省略 ②専任特例 2 号の監理技術者を配置する場合 専任特例 2 号の監理技術者を配置する場合は、以下の ア及びイの要件を全て満たさなければならない。 ア 兼務対象工事 以下の条件を全て満たす工事 (ア) <u>請負代金の額</u> が <u>1</u> 億円未満 (営繕系工事の場合 は 2 億円未満) の工事 省略	改訂内容 省略 1 建設業法で必要とする技術者等について (1) ～ (6) 省略 (7) 主任技術者又は監理技術者の兼務要件 省略 ②専任特例 2 号の監理技術者を配置する場合 専任特例 2 号の監理技術者を配置する場合は、以下の ア及びイの要件を全て満たさなければならない。 ア 兼務対象工事 以下の条件を全て満たす工事 (ア) <u>設計額 (税込)</u> が <u>3</u> 億円未満 (営繕系工事の場合 は 2 億円未満) の工事 省略

<留意事項>

1 省略



2 専任特例 1 号等又は営業所技術者等が兼務する主任技術者又は監理技術者に求められる職務は、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理であることに変わりはありません。

省略

2 条件付一般競争入札等の入札参加資格確認申請時における配置予定技術者について

(1) 省略

(2) 配置予定技術者の確認資料
省略

●確認方法

ア 監理技術者資格者証の写し

イ 厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書等の写し（監理技術者資格者証で3ヶ月以上の雇用が確

<留意事項>

1 省略

2 低入札価格調査の結果、調査対象者を落札者として請負契約を締結する場合の配置技術者は、この取扱いに関わらず専任となります。

3 専任特例 1 号等又は営業所技術者等が兼務する主任技術者又は監理技術者に求められる職務は、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理であることに変わりはありません。

省略

2 条件付一般競争入札等の入札参加資格確認申請時における配置予定技術者について

(1) 省略

(2) 配置予定技術者の確認資料
省略

●確認方法

ア 監理技術者資格者証の写し

イ 厚生年金____被保険者標準報酬月額決定通知書等の写し（監理技術者資格者証で3ヶ月以上の雇用が確

認できない場合に限り必要)

注) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書等とは、技術者氏名と資格取得年月日と事業所名が明記されている健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書の写しの他に、雇用保険被保険者資格取得時確認通知書の写しとします。

省略

認できない場合に限り必要)

注) 健康保険・厚生年金_____被保険者標準報酬月額決定通知書等とは、技術者氏名と資格取得年月日と事業所名が明記されている健康保険・厚生年金_____被保険者標準報酬月額決定通知書の写しの他に、雇用保険被保険者資格取得時確認通知書の写しとします。

省略

別記第 1 号

(No.91)

専任特例 2 号の監理技術者の兼務要件を満たすことを確認できる資料

項目	要件	確認書類
監理技術者補佐	監理技術者補佐の資格を有すること	一級土木施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格の合格証の写し、又は、監理技術者資格者証の写し
	直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること	監理技術者資格者証の写し、住民税特別徴収税額通知書の写しなど
兼務する他の工事	同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとすること	監理技術者が兼務する工事のコーリンズの写しなど
他の工事との距離	兼務できる工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね 10 km 以内であること	本工事場所と他工事の距離や位置が確認できる資料
兼務する場合の施工体制	以下の点について明らかにすること ・ 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行する ・ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制をとる ・ 監理技術者補佐が担う業務等	業務分担、連絡体制等を記載した書類

別記第 1 号

(No.91)

専任特例 2 号の監理技術者の兼務要件を満たすことを確認できる資料

項目	要件	確認書類
監理技術者補佐	監理技術者補佐の資格を有すること	一級土木施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格の合格証の写し、又は、監理技術者資格者証の写し
	直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること	監理技術者資格者証の写し、住民税特別徴収税額通知書の写しなど <u>※有効期限内の健康保険被保険者証の写し（最長で令和7年12月1日まで）</u>
兼務する他の工事	同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとすること	監理技術者が兼務する工事のコーリンズの写しなど
他の工事との距離	兼務できる工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね 10 km 以内であること	本工事場所と他工事の距離や位置が確認できる資料
兼務する場合の施工体制	以下の点について明らかにすること ・ 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行する ・ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制をとる ・ 監理技術者補佐が担う業務等	業務分担、連絡体制等を記載した書類

